

# 大分県より新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている事業者のみなさまへ 事業者向け支援策のお知らせ

20200617ver.

新型コロナウイルス感染症拡大により、急激な売上減などの影響を受けている事業者に対し、国、自治体では様々な支援策を用意しています。その主なものの内容と問合せ先をお知らせします。

## 融資

少額でよいので当面の資金が必要だ

まとまった無利子の資金を調達したい

まとまった無利子の資金を民間金融機関で調達したい

銀行が返済期限の相談に応じてくれない

支援策の名称	内容	問い合わせ先
生活福祉資金 (個人向け緊急小口融資)	コロナの影響により収入の減少がある 個人事業主に貸付 融資額：20万円以内 返済期間：2年以内(据置き1年以内) 金利：無利子	お住まいの市町村社会福祉協議会まで
無利子・無担保融資 (新型コロナウイルス感染症特別貸付)	最近1ヶ月の売上が前年比で △5%以上の中小企業者に融資 融資額：小規模 <b>8,000万円</b> 中小 <b>6億円</b> 返済期間：15年以内(据置5年以内) 金利：基準金利-0.9%(3年間) ※企業規模ごとの売上高減少要件を満たす場合は当初3年間利子補給により無利子	日本政策金融公庫 大分支店 小規模 097-535-0331 中小 097-532-4106 別府支店 0977-25-1151
マル経融資 (新型コロナウイルス対策マル経)	最近1ヶ月の売上が前年比△5%以上の小規模事業者 に融資 融資額：1,000万円以内 (通常とは別枠) 返済期間：7年以内(据置3年以内) 金利：経営改善利率-0.9%(3年間) ※企業規模ごとの売上高減少要件を満たす場合は当初3年間利子補給により無利子	日本政策金融公庫 大分支店 小規模 097-535-0331 中小 097-532-4106 別府支店 0977-25-1151  最寄りの商工会・商工会議所
信用保証付き無利子・無担保融資 (県制度資金：がんばろう！おおいた資金繰り応援資金)	企業規模ごとの売上高の減少要件を満たす中小企業者に融資 融資額： <b>4,000万円</b> 返済期間：10年以内(据置5年以内) 金利：当初3年間利子補給により無利子 保証人：原則代表者以外不要 保証協会の保証付(保証料率0%又は0.425%)	最寄りの大分銀行、豊和銀行、大分県信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、伊予銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、筑邦銀行、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、北九州銀行等の金融機関
九州財務局金融相談ダイヤル	新型コロナウイルス感染症に関する金融機関との取引の相談に対応	大分財務事務所 097-500-9031

## 税など

税金や社会保険料の納付ができない

支援策の名称	内容	問い合わせ先
国税、地方税、社会保険料の猶予制度	一時的に納付が困難な場合、申請が認められれば納付の猶予も可能 税については、2月以降、売上が前年同月比△20%以上となった場合猶予に伴う延滞税を免除	最寄りの税務署(国税) 県税事務所、市町村税務担当課(地方税) 年金事務所(社保料)

(裏面に続く)

# 補助金等

返済不要の補助金はないのか

支援策の名称	内容	問い合わせ先
中小企業・小規模事業者 応援金	新型コロナ関連の県制度資金や公庫融資を受けている事業者に対し応援金を支給 給付額：法人30万円 個人事業者15万円 ※本年1月以降の創業者で、小規模持続化補助金等の採択を受けている者は15万円	大分県中小企業・小規模事業者応援金相談窓口（コールセンター） 050-6865-7016
持続化給付金	売上が前年同月比△50%以上の中小企業者等に対し給付金を支給 給付額：中小法人200万円以内 個人事業者100万円以内	持続化給付金事業 コールセンター（経産省） 0120-115-570
雇用調整助成金	従業員（雇用保険被保険者でないパート等も対象）を休業させる事業者に対し、休業手当の一部を補助 補助率：中小企業 最大10/10 上限額：15,000円/日、100日	大分県雇用維持支援センターが申請サポート 0120-575-626 大分労働局大分助成金センター 097-535-2100 最寄りのハローワーク
小学校休業等 対応助成金	小学校や幼稚園、保育所等の臨時休校（休園）に伴い、従業員に特別休暇を取得させる事業者に対し賃金相当額を補助 補助率：10/10 上限額：15,000円	コールセンター（厚労省） 0120-60-3999
<b>準備中</b> 家賃支援給付金	売上が前年同月比△50%以上又は連続3ヶ月前年同期比△30%以上の中小企業者等に対し給付金を支給 給付率：2/3 上限額：法人50万円×6月 個人事業者25万円×6月	未定（経産省）
店舗家賃補助 ※大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、豊後大野市、由布市、日出町で実施	<大分市> 3～5月のいずれかの売上が前年同月比△50%以上の小規模事業者に対し補助 補助率：5分の4 上限額：月8万円 <別府市> 売上が前年同月比で50%以上減少などの要件を満たす中小企業者に対し補助 補助率：2分の1 上限額：月7万円	コールセンター（大分市） 097-547-9791 別府市産業政策課 0977-21-1132
飲食店感染症 防止対策支援 補助金	デリバリーやテイクアウトなど感染症防止に取り組む飲食店等を支援する団体を補助 補助率：10/10 上限額：80万円	大分県の各振興局 地域創生部
働き方改革推 進支援助成金（テレワークコース）	テレワーク用の通信機器を導入する中小企業者に対し助成 補助率：最大3/4 上限額：最大300万円	テレワーク相談センター（厚労省） 0120-91-6479

従業員を休ませたいが補助金はないのか

店舗の家賃の支払が厳しいが補助金はないのか

飲食店への支援はないのか

在宅勤務に必要な環境を整えたい

中小企業支援全般のご相談は… 大分県よろず支援拠点 097-537-2837 をご利用ください。

【注】一般に「中小企業者」と「小規模事業者」の規模は以下のように定義されています。

中小企業者…製造業：資本金3億円以下又は従業員300人以下 卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下 サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

小規模事業者…製造業：従業員20人以下 商業・サービス業：従業員5人以下

このちらしの作成元：大分県商工観光労働部商工観光労働企画課 097-506-3215